

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年10月4日提出

【発行者名】 アイエヌジー投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役ダグラス・リー・ハイマス

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋英則

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アイエヌジー・海外株式オープン

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額2,000億円を上限とする。（平成23年8月18日から平成24年8月16日まで）

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年8月17日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」について、それぞれ下記事項と同一内容に原届出書が訂正されます。下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

申込みの受付けは原則として午後3時までとします。また、東京、ニューヨークまたはシドニーの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

<訂正後>

申込みの受付けは原則として午後3時までとします。また、下記の銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

(平成23年10月31日まで)

東京、ニューヨーク、シドニー

(平成23年11月1日以降)

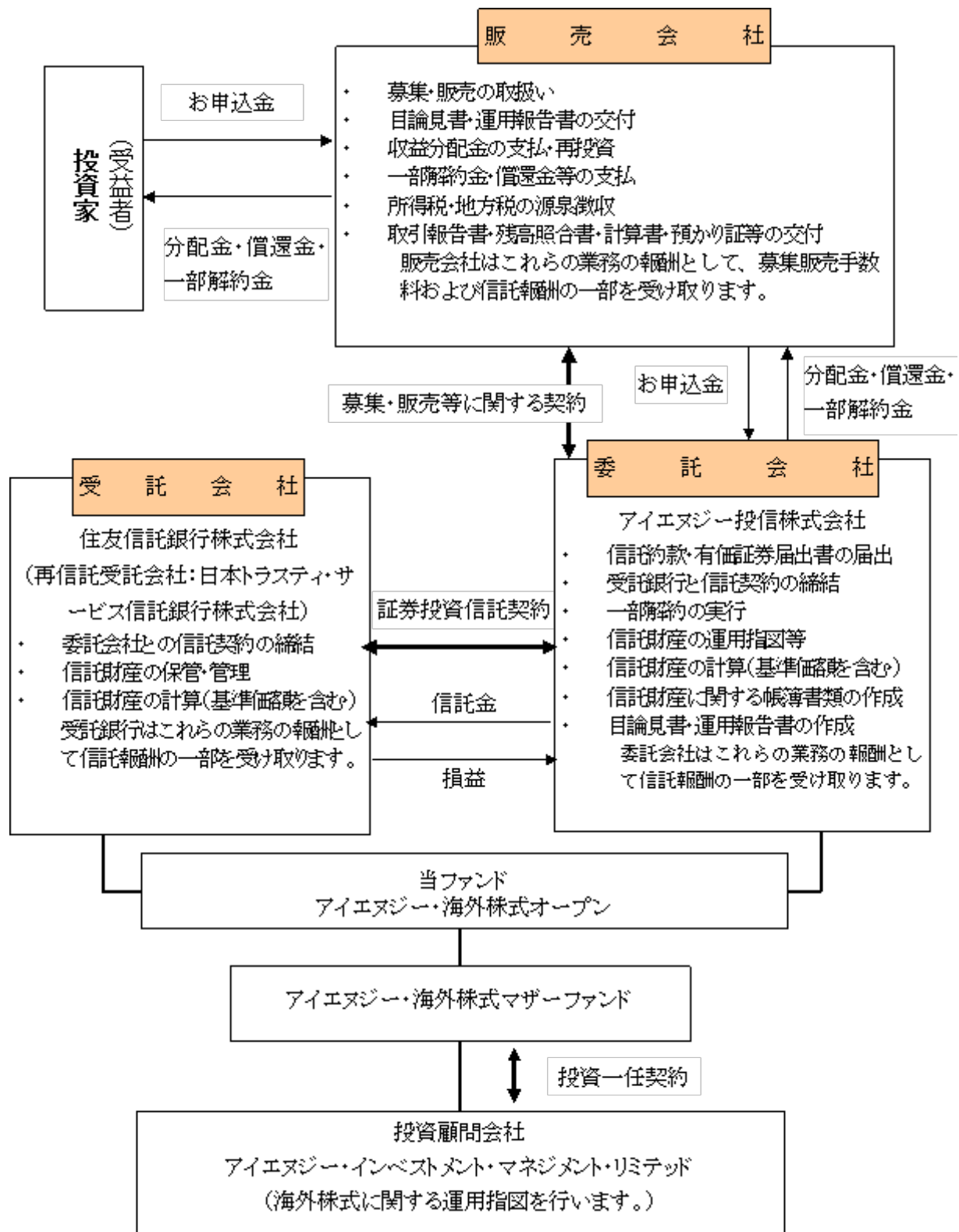
東京、ニューヨーク

第二部【ファンド情報】

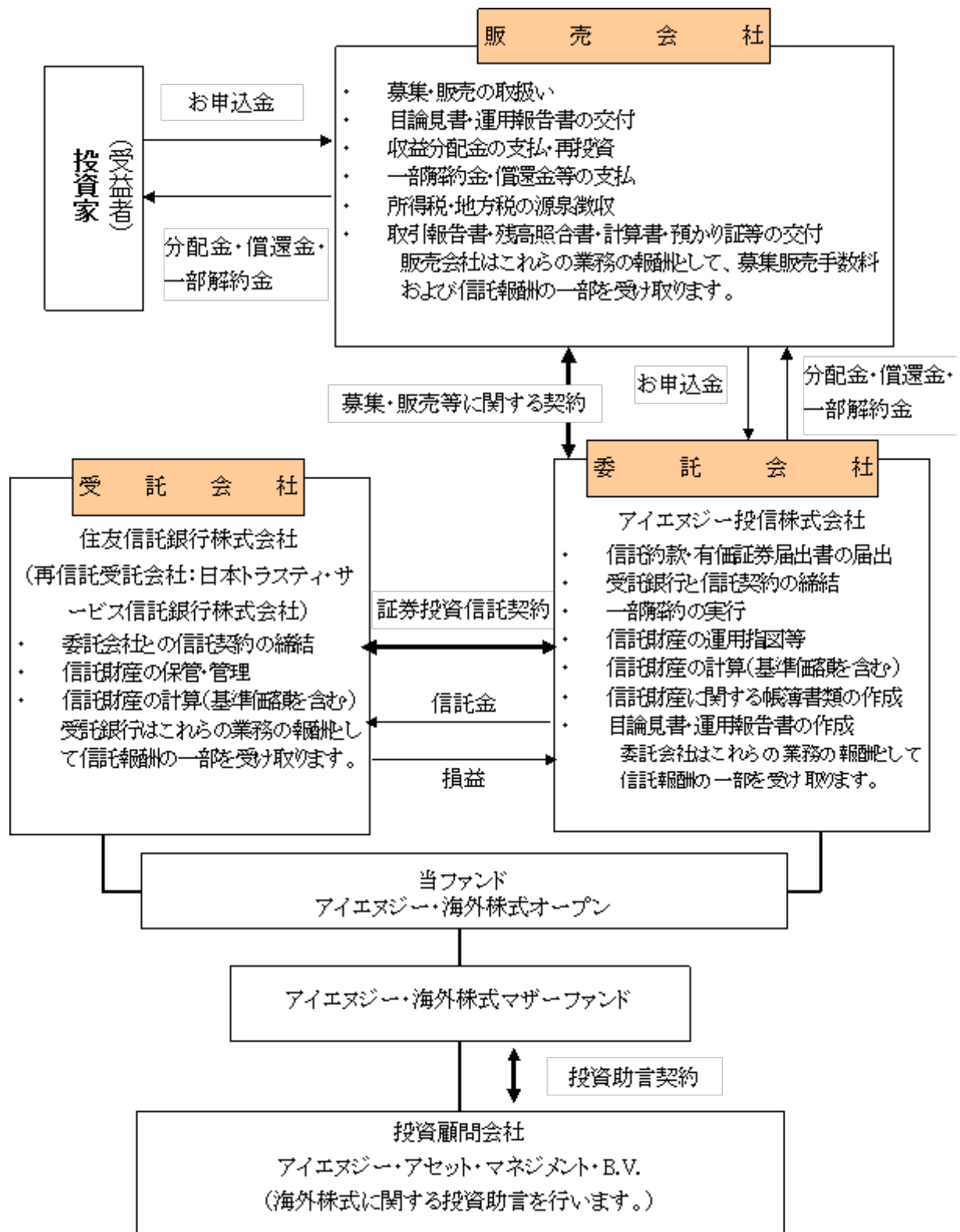
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】（下記の内容に変更されます。）



（平成23年11月1日以降のファンドの仕組み）



< 契約の主要な内容 >

< 訂正前 >

募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金及び一部解約金の支払等に関する契約

証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

投資一任契約（委託会社と投資顧問会社間の契約）

委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

<訂正後>

募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金及び一部解約金の支払等に関する契約

証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

投資一任契約（委託会社と投資顧問会社間の契約）

委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

投資助言契約（委託会社と投資顧問会社間の契約）

委託会社が投資顧問会社から投資助言を受けるための契約

アイエヌジー・海外株式マザーファンドについてアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッドとの投資一任契約を平成23年10月31日付けにて解除し、平成23年11月1日からはアイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.からの投資助言に基づき、アイエヌジー投信株式会社が運用を行う体制に変更します。

2【投資方針】

（3）【運用体制】

（前略）

<訂正前>

委託会社はアイエヌジー・海外株式マザーファンドの運用指図に関する権限をアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

<訂正後>

委託会社はアイエヌジー・海外株式マザーファンドの運用指図に関する権限をアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

ただし、平成23年10月31日をもってアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッドとの投資一任契約を解除し、平成23年11月1日以降はアイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.による投資助言を受けて委託者が運用を行う体制に変更します。

（5）【投資制限】

[参考] 「アイエヌジー・海外株式マザーファンド」の投資方針

（前略）

<訂正前>

i運用にあたっては、オーストラリア（シドニー）のアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（ING Investment Management Limited）に運用の指図に関する権限を委託します。

<訂正後>

i運用にあたっては、オーストラリア（シドニー）のアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（ING Investment Management Limited）に運用の指図に関する権限を委託します。

ただし、平成23年10月31日をもってアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（ING Investment Management Limited）との投資一任契約を解除し、平成23年11月1日以降はアイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.（ING Asset Management B.V.）による投資助言を受けます。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.785%（税抜き年1.70%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.8925%（税抜き 0.85%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.7875%（税抜き 0.75%）
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率0.105%（税抜き 0.10%）

上記の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

<訂正後>

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.785%（税抜き年1.70%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.8925%（税抜き 0.85%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.7875%（税抜き 0.75%）
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率0.105%（税抜き 0.10%）

上記の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

平成23年11月1日以降は下記の通りとなります。

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.6275%（税抜き年1.55%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.735%（税抜き 0.70%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.7875%（税抜き 0.75%）
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率0.105%（税抜き 0.10%）

上記の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(前略)

<訂正前>

また、東京、ニューヨークまたはシドニーの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

<訂正後>

また、下記の銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

（平成23年10月31日まで）

東京、ニューヨーク、シドニー

（平成23年11月1日以降）

東京、ニューヨーク

2【換金（解約）手続等】

（前略）

<訂正前>

また、東京、ニューヨークまたはシドニーの銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

<訂正後>

また、下記の銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

（平成23年10月31日まで）

東京、ニューヨーク、シドニー

（平成23年11月1日以降）

東京、ニューヨーク

3【資産管理等の概要】

（5）【その他】

（前略）

f関係法人との契約の更改

<訂正前>

参考)

アイエヌジー・海外株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社~~が~~他方の当事者に対し、30日前までに通知することにより契約を終了することができます。

<訂正後>

参考)

アイエヌジー・海外株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社~~が~~他方の当事者に対し、30日前までに通知することにより契約を終了することができます。なお、アイエヌジー・海外株式マザーファンドの運用に関して委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約は平成23年10月31日に解除されます。平成23年11月1日にアイエヌジー・海外株式マザーファンドの運用に関して委託会社と投資顧問会社との間で投資助言契約を締結します。当助言契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社~~が~~他方の当事者に対し、30日前に通知することにより契約を終了することができます。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（前略）

（3）投資顧問会社

<訂正前>

名称	資本金の額 (平成23年6月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	701,000豪ドル	オーストラリアにおいて有価証券にかかる投資顧問業を行っています。

<訂正後>

名称	資本金の額 (平成23年6月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	701,000豪ドル	オーストラリアにおいて有価証券にかかる投資顧問業を行っています。

平成23年11月1日以降の投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成23年8月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.	11,375ユーロ	オランダにおいて有価証券にかかる投資顧問業を行っています。

2【関係業務の概要】

（前略）

（3）投資顧問会社

<訂正前>

委託者から運用の権限の委託を受けてアイエヌジー・海外株式マザーファンドの運用を行っています。

<訂正後>

アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッド：委託者から運用の権限の委託を受けてアイエヌジー・海外株式マザーファンドの運用を行っています。ただし、平成23年10月31日をもって委託者との投資一任契約を解除し投資顧問会社から外れることが決定しております。

アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.：平成23年11月1日以降、アイエヌジー・海外株式マザーファンドについて投資助言を行います。

添付書類

アイエヌジー・海外株式オープンの信託約款の内容が平成23年11月1日以降、下記の通りに変更されます。

変更前	変更後
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 第1項、第2項<略> 前項の規定にかかわらず、<u>東京、ニューヨークまたはシドニーの銀行</u>が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第51条第2項ただし書き以外に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。 第4項～第6項<略></p> <p>(信託報酬等の額)</p> <p>第48条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>170</u>の率を乗じて得た額とします。 第2項、第3項<略></p> <p>(一部解約)</p> <p>第54条 第1項<略> 前項の規定にかかわらず、<u>東京、ニューヨークまたはシドニーの銀行</u>の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。 第3項～第8項<略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 第1項、第2項<略> 前項の規定にかかわらず、<u>東京またはニューヨークの銀行</u>が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第51条第2項ただし書き以外に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。 第4項～第6項<略></p> <p>(信託報酬等の額)</p> <p>第48条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>155</u>の率を乗じて得た額とします。 第2項、第3項<略></p> <p>(一部解約)</p> <p>第54条 第1項<略> 前項の規定にかかわらず、<u>東京またはニューヨークの銀行</u>の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。 第3項～第8項<略></p>

アイエヌジー・海外株式マザーファンドの信託約款の内容が平成23年11月1日以降、下記の通りに変更されます。

変更前	変更後
<p>運用の基本方針 (2) 投資態度 ~ <略> 運用にあたっては、<u>アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッド (ING Investment Management Limited)</u> に運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p><略> 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</p> <p>~ <略></p> <p>約款本則 (運用の指図範囲) 第11条 <u>委託者は、(第14条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第12条、第13条、第15条から第24条まで、第26条、および第32条から第34条までについて同じ。)</u> 信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 第1号～第22号<略> 第2項～第4項<略></p>	<p>運用の基本方針 (2) 投資態度 ~ <略> 運用にあたっては、<u>アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V. (ING Asset Management B.V.)</u> による投資助言を受けます。</p> <p><略> 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</p> <p>~ <略></p> <p>約款本則 (運用の指図範囲) 第11条 委託者は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 第1号～第22号<略> 第2項～第4項<略></p>

<p>(運用の権限委託)</p> <p>第14条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。 <u>アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(ING Investment Management Limited)</u> <u>オーストラリア連邦 ニューサウスウェールズ州シドニー市 ケントストリート347番地</u> <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するもの</u> <u>とします。</u> <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止することができます。</u></p>	<p>(運用の権限委託)</p> <p>第14条 <u><削除></u></p>
--	--